

平成29年度 岡谷市議会 議会基本条例目的達成状況検証結果

※検証結果・・・16名の議員が各項目の取り組み状況を5段階で評価した点数を記載した。

(5点：良好に取り組みがされた。 4点：まずまずの取り組みがされた。 3点：取り組みはされた。 2点：取り組み不足であった。 1点：全く取り組みがされなかった。)

条 文	取 り 組 み 状 況 〔 ○…単独項目での取り組み ◎…重複項目での取り組み 〕	(※) 検 証 結 果	検 証 で の 議 員 か ら の 意 見 今 後 の 対 応
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議決機関としての岡谷市議会（以下「議会」という。）及び市民に選ばれた岡谷市議会議員（以下「議員」という。）の責務並びに活動原則等を明らかにし、その議会機能を発揮することにより市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>		検証外項目	
<p>(議会の責務及び活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。 (2) 議会は、分かりやすい議会運営に努めるとともに、市政の議決機関として多様な手段により説明責任を果たし、市民に開かれた議会を目指すこと。 (3) 議会は、政策立案及び政策提言により、住民意見の市政への反映に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営について監視及び評価を行うこと。 (4) 議会は、時代の変化に対応した議会改革の推進に継続的に取り組むこと。</p>	<p>○正副議長選挙における所信表明の公開（5/16） ◎政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費内訳書を議会ホームページにて公開（7月） ◎会派活動内容の公開（H29年度分より） ◎議会だよりの発行（5、7、10、1月） ◎議会ホームページによる情報発信（会議録、議長交際費、行政視察受け入れ状況、一般質問の録画放送他） ○一般質問傍聴者への通告書配布 ◎委員会傍聴者への資料配布 ◎一般質問通告書への要旨記載事項の見直し（9月議会より1回目質問の要旨を記載） ◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会開催（8/22） ◎議会報告会開催（11/6） ◎定例会の議案審議、一般質問における政策提案及び評価（9月定例会では決算審査により委員会からの要望等） ◎議会改革検討委員会の開催（10回） ◎議員申告による改革事項の抽出（79項目）、委員会にて出された事項（9項目）（詳細は第23条に記載）</p>	<p>平均点 4.1 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<p>・(1)(2)について、政務活動費の公表、議会だよりの発行、議会報告会等、広報広聴委員の積極的な活動もあり、前向きに取り組んでいると感じている。 ・(2)「・・・多様な手段により説明責任を果たし、市民に開かれた議会を目指すこと」の部分について、議会報告会の参加者から「議会が何をやっているかわからない」との声があり、議会だよりの発行や議会報告会の開催だけでなく、各議員、各会派が積極的に市民への説明を果たしていくことが必要と感じる。よって、住民意見を十分汲み取り議会につなげ、市政を変えていくという点で、より一層市民との結びつきを強くして説明責任を果たし、要望把握も積極的にしていくというところは、まだ、満点とは言えないと感じた。 ・(3)は、もう少しできたのではないかと感じている。</p>

<p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、自らの考えや議会活動について市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 議員は、法令等を遵守し、調査及び研究を通じて自らの資質を高めるための研鑽に努めること。</p> <p>(4) 議員は、特定の地域、団体等に捉われず、全市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展を目指して活動すること。</p>	<p>○一般質問について議員間フリートーキングを実施(8/10 議会改革検討委員会)</p> <p>○陳情の委員会審査において、委員長より委員の許可を得て委員間での討議を実施 (9/14 総務委員会)</p> <p>◎議員定数、議員報酬、タブレット端末利用について 議員間フリートーキングを実施(1/10 議会改革 検討委員会)</p> <p>◎政務活動費について議員間フリートーキングを実施(2/14 議会改革検討委員会)</p> <p>○議員個々での市政報告会の開催</p> <p>○住民等から提出された陳情等を回覧して、陳情趣旨を議員間で共有</p> <p>◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会開催(8/22)</p> <p>◎議会報告会開催(11/6)</p> <p>○新聞主要記事の会派室への配布</p> <p>○議会内に岡谷市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟(以下「林活議連」)の設置</p> <p>◎会派等による研修会、学習会の実施 (詳細は第5条第2項に記載)</p> <p>◎諏訪ブロック3市議会議員研修会(10/25) (詳細は第16条に記載)</p> <p>◎林活議連による研修会(12/11) (詳細は第16条に記載)</p> <p>◎国民健康保険の都道府県化の勉強会(1/10) (詳細は第16条に記載)</p>	<p>平均点 3.6</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<p>・議員個々で考えると、とりわけ「(2)議員は市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに…」について、もっと活発にしていく必要があると思った。</p> <p>・個人の意見だが、自分の議員活動の中では、各区の区長の存在が大きく、尊重している。(2)の一つの手段として、過去に行っていた「議会と区長会との懇談」を再び行ってみたらどうか。</p> <p>・区長は、コミュニティの事務組織のトップであり、区民からの意見を聞いている。懇談会の開催については、さらに議論が必要ではないか。</p> <p>・個人的には、区長会との懇談については、議会報告会に区長も参加しているので、改めて開催する必要はないのではないかと考える。</p>
<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第4条 議員は、常に市民の代表であることを認識し、市民の信頼及び負託に的確に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。</p>	<p>○寄附行為禁止等のパンフレット配布</p> <p>◎政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費の内訳書を議会ホームページにて公開(7月)</p>	<p>平均点 3.8</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	

<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、基本的な理念を共有する議員により会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、構成する議員の意思を尊重し、その活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究、市政課題に関する情報収集及び議員活動に必要な研修等を行うものとする。</p> <p>3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間において調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>○5会派（正副議長室含む）結成</p> <p>○会派内における定期的な情報交換</p> <p>◎各会派による議案勉強会（6・8・11・2月）</p> <p>◎各会派による市理事者との情報交換（6・8・11・2月）</p> <p>○各会派による行政視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊松本駐屯地（4/27） ・諏訪広域総合情報センタ（7/6） ・松本空港、長崎市、多久市、福岡市（11/13～16） ・小平市、三鷹市、府中市、八王子市（11/13～14） ・横浜市、大田区、海老名市（3/22～23） ・甲府市、焼津市（3/27～28） <p>◎各会派による学習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市財政諸表（7/13） ・市財政状況（10/3・11） <p>○各会派による新年度予算要望（10/30～11/29）</p> <p>○各派交渉会の開催（6/1、9/21・26、3/8）</p> <p>○会派代表者会議の開催（8/22・9/4・11/30・12/11）</p>	<p>平均点 3.8</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の会派では、議会前に毎回「岡谷市政を語る会」を開催しており、幅広く市民の皆さんに参加いただけるよう心がけている。そこで出されたさまざまな意見を、実際の切実な要望として一般質問に直接つなげたり、市への申し入れにつなげたりすることができているので、会派として、また自己評価的には良かったと感じている。 ・会派で、議会の様子を住民に知らせるための発行物を作成している。発行回数を増やすなどさらに充実させていきたい。 ・自分の会派の行政視察については、地域の課題と照らし合わせた課題についての先進地視察ということで行ってきた。視察後、一般質問やさまざまな場面で提言しており、個人的には評価しているが、市政に対してどう反映させていくかの部分は、課題があると感じている。まだまだできることはたくさんあるとの思いもある。
<p>(危機管理)</p> <p>第6条 議会は、災害等の発生に際し、岡谷市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるときは、岡谷市議会災害対策支援連絡会議を設置するとともに、市長等と連携協力し、情報の受発信並びに必要な措置及び対応について協議するものとする。</p> <p>2 岡谷市議会災害対策支援連絡会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>○土砂災害・全国統一防災訓練における岡谷市議会災害対策支援連絡会議の情報受発信訓練（6/18）</p> <p>○岡谷市防災訓練における岡谷市議会災害対策支援連絡会議の情報受発信訓練（9/3）</p>	<p>平均点 3.4</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 2.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会では岡谷市の防災訓練にあわせて情報受発信訓練をしている。身元確認などについては情報機器を使ってできると思うが、実際災害が起きたときに自分たちがどういう行動を取ればいいのかというところを、もう少し意識する場があってもいいかと思う。 ・いざ災害になったときに、地元での役割もある中で、岡谷市議会議員としての役割を再確認したい。
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第7条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映させるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。</p>	<p>○第3回（6月）定例会本会議傍聴者（26名）</p> <p>○第4回（9月）定例会本会議傍聴者（13名）</p> <p>○第5回（12月）定例会本会議傍聴者（7名）</p> <p>○第1回（3月）定例会本会議傍聴者（8名）</p> <p>◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会開催（8/22）</p> <p>◎議会報告会開催（11/6）</p> <p>◎常任委員会の各種団体との懇談（詳細は19条に記載）</p>	<p>平均点 3.6</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者数については、議員個々の努力が不足しているのではないかと。傍聴に来てくださるよう毎回周知をしているが、なかなか来てもらえないのが実状である。常任委員会への傍聴についても難しいと思う。 ・市民参加と市民との連携は、やはり議会改革がどれだけ進んでいるかの一つのバロメーターになると思う。 例えば傍聴者が来てくれるというのは、非常に大きい反映の一つである。 ・一般質問はとりわけ議員の主舞台となっているので、会派で傍聴を呼びかけるようにしているが、なかなか来ていただけない。今後もしっかり取り組んでいかれると思う。

<p>2 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会その他の会議について、公開するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、専門的な意見及び識見を議案審議等に反映するため、公聴会及び参考人制度の活用にも努めるものとする。</p> <p>4 議会は、委員会における請願又は陳情の審査に際し、提出者から意見陳述の申し出があったときは、特別の事由がない限り、意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>5 前項の規定による意見陳述の方法等は、別に定める。</p>	<p>○常任委員会傍聴者（総務委員会 1 名）(6/16) （社会委員会 3 名）(12/11)</p> <p>○請願者及び陳情者からの意見陳述実施 (6/16：総務委員会 3 件、産業建設委員会 1 件) (12/11：社会委員会 1 件、産業建設委員会 2 件)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 1 階のテレビで一般質問の放映ができればいい。 ・直接市民が出してくる請願、陳情について、提出された段階で、ホームページに掲載するなど、もう少し市民の人に内容を知ってもらえたらいいと思う。 ・請願者、陳情者からの意見陳述が昨年度から始まり、短時間ではあるが提出者から意見陳述を受け、それに対する質疑をすることで議員の認識が深まり、議員の態度も正確にできるという意味では、手ごたえがある感じで今のところ推移していると思っている。基本条例が制定されて、この部分は大きく前進したと実感を持っている。
<p>（議会広報広聴の充実）</p> <p>第 8 条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう、議会活動に関する情報を多様な手段を用いて積極的に公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会広報広聴委員会を設置するものとする。</p> <p>3 議会は、議会活動の報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を年 1 回以上開催しなければならない。</p> <p>4 議会広報広聴委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>◎議会だよりの発行（5、7、10、1 月）</p> <p>◎議会ホームページによる情報発信 （会議録、議長交際費、行政視察受け入れ状況他）</p> <p>○行政チャンネルによる一般質問のテレビ放送</p> <p>○議会広報広聴委員会の開催（14 回）</p> <p>○議会報告会のあり方について全議員からの意見聴取（6/21）</p> <p>◎議会報告会（～ぎかいタウンミーティング～）開催（11/6）（参加市民 11 名）</p> <p>○議会内における議会報告会反省会（12/14）</p>	<p>平均点 4.1 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報広聴委員会を設置して、精力的に議会報を作成し、発行を続けられている。議会報告会も開催できて良かったが、参加者が 11 名で議員の数よりも少なく、参加者獲得にはまだまだ課題がある。より一層の広報広聴、とりわけ議会報告会、意見交換会の充実については、議会としても重要なものとして残っているという印象を持っている。 ・議会報告会のあり方について、広報広聴委員会の中で取りまとめ意見交換をした。これからはさらに検討を加えていかればよいと考える。 ・議会報告会では、今までは市民との意見交換にウエイトをおいてきたが、結果、参加者が少ないこともあるが、議会活動を理解していない上での意見が大分あったので、今後は議会からの報告部分もきっちり時間をとってやっていかれたらと思う。
<p>（議案に対する表決結果の公表）</p> <p>第 9 条 議会は、全ての議案に対する各議員の表決結果を、原則公表する。</p>	<p>○議会だよりの発行（5、7、10、1 月）及び議会ホームページにより公表</p>	<p>検証外項目</p>	
<p>（市長等との関係）</p> <p>第 10 条 議会は、二代表制のもと、市長等と相互の立場及び機能の違いを認識しながら、緊張ある関係の保持に努めなければならない。</p> <p>2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。</p> <p>3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質疑及び質問に対して論点を明確にするため趣旨確認の発言をすることができる。</p> <p>4 前項の趣旨確認の発言に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>◎一般質問通告書への要旨記載事項の見直し (9 月議会より 1 回目の質問要旨を記載)</p>	<p>平均点 3.8 最高点 5.0 最低点 2.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長との関係について、今の議会が緊張ある関係になっているかということ、まだまだ足りないと思う。 ・第 2 項の一問一答方式※について、完全な一問一答方式の実現は難しいとのことで話が進んでいないが、今後も検討を重ねる必要がある。市民に分かりやすくという部分では、完全な一問一答方式が必要と思っている。 ※現在は、1 回目は一括質問一括答弁、2 回目以降は一問一答方式で行われている。

<p>(監視機能)</p> <p>第11条 議会は、市長等の行政運営が、適正かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○定例会での議案審議、一般質問等</p> <p>○常任委員会、全員協議会等での案件等への質疑</p> <p>◎9月定例会における決算審査、決算特別委員会からの要望</p>	<p>平均点 3.9</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<p>・監視機能、チェック機能はまだまだ十分でないとの思いでいる。</p> <p>・第10条にもいえることではあるが、二元代表制をしっかりと常に認識する必要があると思っている。もう一步という感じがあ</p>
<p>(説明及び資料請求)</p> <p>第12条 議会は、市長が提案する議案の審議に当たって、必要な事項を明確に分かりやすく説明すること及び必要な資料を求めることができる。</p> <p>2 議員は、市政の調査研究等のため、必要に応じて市長等に対し、行政運営に関する説明及び必要な資料を求めることができる。</p>	<p>◎9月定例会における決算特別委員会審査での 資料要求</p> <p>◎各会派による議案勉強会 (6・8・11・2月)</p> <p>◎各会派による市理事者との情報交換 (6・8・11・ 2月)</p> <p>◎各会派による勉強会 (詳細は5条に記載)</p>	<p>平均点 3.6</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<p>・議案等の資料を請求できるような案件について、単に議会あるいは議員が市側に対して資料請求するのは、議会と市長との関係であると同時に、広くは市側と住民等の開かれた情報を十分出してもらいにつながるので、議員は早めに資料を出してもらうなど努力が必要であると痛感している。</p> <p>・決算議会において資料請求で出てきた資料について、さらに読み解く力をつけていかなければならないと思っている。</p>
<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。</p>	<p>○基本構想の策定、変更、又は廃止については議会の議決事件とする。(岡谷市総合計画の策定に関する条例)</p>	<p>平均点 3.8</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 3.0</p>	<p>・基本構想については、昨年度議決事件と決定しており、この案件については、第13条を明確に位置づけて、十分評価できる。</p>
<p>(政策立案機能)</p> <p>第14条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の提案及び議案の修正等により、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>◎定例会の議案審議、一般質問における政策提案</p> <p>○関係機関への意見書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 ・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書 ・「全国森林環境税」の創設に関する意見書 ・私立高校への公費助成に関する意見書 ・県道下諏訪辰野線拡幅改良を求める意見書 ・道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 ・保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書 ・国民健康保険制度への財政支援の更なる拡充を求める意見書 	<p>平均点 3.4</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 2.0</p>	<p>・残念ながら、条例の提案が全くなされなかった。過去に自分たちで考えて条例を提案していたこともあった。昔は大勢で提案しなくてはならなかったが、現在は、どの会派も提案する人数に達している。せつかく垣根が低くなっているのにもかかわらず提案できなかったのも、今後、議員からの提案を積極的にやっていければと思っている。</p>
<p>(政策討論会議)</p> <p>第15条 議会は、市政の重要な政策及び課題等に対して、議員間での共通認識を深めるとともに、市長等への政策提言及び政策提案を行うため、政策討論会議を開催することができる。</p> <p>2 政策討論会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p>		<p>平均点 1.7</p> <p>最高点 4.0</p> <p>最低点 1.0</p>	<p>・開催できなかったことは残念。会派の枠を超えて、全議員が改善を図りたい共通事項があると思う。例えば生活道路の改修整備等、もう少し進むといいという案件は共通している。そういうことを余り構えず政策討論会議を開催してみたいと誰かが提案し、その案件を議会として何ができるか相談することはできたかもしれない。</p> <p>・政策討論会議は2名が提案すればできるので、ハードルはさほど高くない。討論するテーマがなかったわけではないと思っており反省している。今後は、そういう意見を遠慮なく吸い上げて政策討論会議につなげられるような仕組みができればいいと思う。</p>

<p>(議員研修の充実)</p> <p>第16条 議会は、議員の資質向上並びに政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。</p>	<p>○立地適正化計画勉強会 (4/4)</p> <p>○国道20号線塩嶺大橋、市道岡谷738号線及び小田井沢流路工工事箇所現地視察 (7/10)</p> <p>○林活議連による県連絡会総会・研修会出席 (8/7)</p> <p>◎諏訪ブロック3市議会議員研修会 (10/25)</p> <p>「湖沼における水質浄化と生態系保全」 東京大学大学院 山室 真澄 教授</p> <p>◎林活議連による現地視察と専門業者による研修会 (12/11)</p> <p>◎議会改革検討委員会による先進地視察 (詳細は第23条に記載)</p> <p>◎国民健康保険の都道府県化について、県職員による勉強会を開催 (1/10)</p>	<p>平均点 3.9 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<p>・諏訪ブロック3市議会議員研修会で諏訪湖のことを勉強した後、環境を考えている会で紹介したことがあったが、議員が研修会等で市民に伝えたほうが良い情報等は、積極的に伝えていかねばと感じた。</p> <p>・研修の充実ということで、地方議員研修会の他、市内の現地視察や計画など、議員として得ておいたほうがよい研修や学習の要素をもっと充実できればと思った。</p> <p>・自分の会派では年に2、3度、滋賀県大津市の研修センターへ行っている。大変研修内容がいいので、他の会派にも声がけをして参加してもらった。今後においても、多くの議員に参加してもらえたらと思っている。</p>
<p>(専門的知見の活用)</p> <p>第17条 議会は、負託された責務を果たすため、専門的知識を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。</p>	<p>◎諏訪ブロック3市議会議員研修会 (10/25) (詳細は第16条に記載)</p> <p>◎林活議連による研修会 (12/11) (詳細は第16条に記載)</p> <p>◎国民健康保険の都道府県化の勉強会 (1/10) (詳細は第16条に記載)</p>	<p>平均点 3.3 最高点 5.0 最低点 2.0</p>	<p>同上</p>
<p>(交流及び連携の推進)</p> <p>第18条 議会は、その機能強化に資する調査研究のため、他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図るものとする。</p>	<p>◎諏訪ブロック3市議会議員研修会 (10/25) (詳細は第16条に記載)</p> <p>○富岡市議会との姉妹都市議会議員交流研修会 (岡谷市にて) (11/20)</p> <p>○諏訪地方議会正副議長懇談会 (1/26)</p>	<p>平均点 3.8 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<p>・富岡市との交流は日帰りでの研修という形で行われたが、交流方法について今後検討する余地があるのではないかと感じている。</p> <p>・交流は面と向かってやるとなるとハードルが高いが、例えば、先進的な取り組みをはじめた市町村の新聞記事等の情報を出しただけであれば、見落としがないと思った。</p> <p>・諏訪ブロック3市議(諏訪市・茅野市・岡谷市)の交流にあたり、お互いの議会報を交換するのも一つの交流ではないかと思った。</p>

<p>(委員会)</p> <p>第19条 委員会は、その特性を活かした委員会運営に努めなければならない。</p> <p>2 委員会は、審査に当たって、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会が実施した行政視察については、議会において報告会を開催するとともに、その内容を公表するものとする。</p>	<p>○常任委員会行政視察 (10/16～18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻市、紫波町、塩釜市 (総務委員会) ・京都市、箕面市、橿原市、守山市 (社会委員会) ・茂木町、宇都宮市、太田市 (産業建設委員会) <p>○常任委員会現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7 / 7 三支所、図書館、体育館 (総務委員会) ・10/26 市内企業、境沢川 (産業建設委員会) ・10/30 東中、長地小、小井川小 (総務委員会) ・11/ 1 看護学校、エコファおかや (社会委員会) ・11/ 7 土木陳情箇所 (産業建設委員会) ・3 /20 夏明・若草保育園 (社会委員会) <p>○決算特別委員会 (企業) 現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9 /26 クリーンンレイク諏訪 <p>◎常任委員会各種団体との懇談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11/ 1 日赤奉仕団 (社会委員会) ・2 / 2 消防団幹部 (総務委員会) ・2 / 5 商工会議所 (産業建設委員会) ・2 / 9 教育委員 (総務委員会) ・3 /20 社会福祉協議会 (社会委員会) <p>◎議会改革検討委員会先進地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12/27 伊那市・茅野市 (詳細は第23条に記載) <p>◎委員会傍聴者への資料配布 (陳情書写し)</p> <p>○全員協議会にて行政視察報告会開催 (12/19)</p> <p>○議会ホームページにて委員会行政視察の内容公開</p> <p>○市職員への行政視察報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政視察報告会の開催 (1/12 総務委員会) ・正副委員長が担当職員に直接伝達 (社会、産業建設委員会) 	<p>平均点 3.8</p> <p>最高点 5.0</p> <p>最低点 2.0</p>	<p>・総務委員会で行政視察についての市側への報告会を行っている。行政側も他の自治体の情報が入りにくいところもあり、ありがたいとの話もある。報告会の内容を元に市職員と意見交換もできるので、ぜひそんな活動が今後各常任委員会で検討いただければと思った。</p>
<p>(議員定数)</p> <p>第20条 議会は、議員定数を変更する場合は、市政の状況及び社会情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。</p>	<p>○全国及び県内における岡谷市議会の現状把握</p> <p>○議員定数を取り巻く状況の把握 (県内他市の動向及び書籍等から専門家の意見を読解)</p> <p>○議員間フリートーキングの実施 (1/10 議会改革検討委員会)</p>	<p>平均点 2.9</p> <p>最高点 4.0</p> <p>最低点 2.0</p>	<p>・議員定数について、現状から今後どうするかという議論もされてきているが、ここ10年20年の動きを踏まえてどうあるべきかを市民に伝えられればいいかと感じている。定数について議論していくときに、過去からの経緯 (流れ) を掴んだうえで情報提供をしていく必要があると考えている。</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第21条 議会は、議員報酬を改定する場合は、市政の現状及び社会経済情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。</p>	<p>○全国及び県内における岡谷市議会の現状把握</p> <p>○議員報酬を取り巻く状況の把握 (県内他市の動向及び書籍等から専門家の意見を読解)</p> <p>○議員間フリートーキングの実施 (1/10 議会改革検討委員会)</p>	<p>平均点 2.8</p> <p>最高点 4.0</p> <p>最低点 2.0</p>	<p>・議員報酬についても、市民からの声もあるが、人事院勧告の部分と、議員報酬の部分と一緒に言われることがあり、その辺を是正する方法があればいいかと感じている。市の条例と合わせたらどうかとの議論もあったが、再度検討する必要があるかと思う。</p>

<p>(政務活動費)</p> <p>第22条 議員は、政務活動費が市政課題及び市民意見を把握し市政に反映させる活動等のため交付されるものであることを認識し、岡谷市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年岡谷市条例第13号)の規定により、適正に執行しなければならない。</p> <p>2 議長は、政務活動費の使途について、収支報告書を積極的に公表しなければならない。</p>	<p>○議員間フリートーキングの実施(2/14 議会改革検討委員会)</p> <p>◎政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費内訳書を議会ホームページにて公開(7月)</p> <p>◎会派活動内容の公開(H29年度分より)</p>	<p>平均点 3.8 最高点 5.0 最低点 2.0</p>	<p>・政務活動費の収支報告(内訳書の公開)がされるようになり、内容についてわかりやすくなってきた。会派の活動についても公開になっていくので、かなり評価されるのではないかと感じている。それを念頭におきながら、目的を持って活動していくことにもつながると思うので、今後どうまとめていくかについて工夫していく必要があるのではないかと感じている。</p>
<p>(議会改革検討委員会)</p> <p>第23条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを推進するため、議会改革検討委員会を設置するものとする。</p> <p>2 議会改革検討委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>◎議会改革検討委員会の開催(10回)</p> <p>◎議員申告による改革事項の抽出(79項目) 委員会にて出された事項(9項目)</p> <p>*方向付けがされた項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政視察の見直し(3泊4日を2泊3日に) ・議員のみの会議でのパソコン使用を試行 ・政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費の内訳書を議会ホームページにて公開(7月) ・一般質問通告書への要旨記載事項の見直し(9月議会より) ・会派活動内容の公開(H29年度分より) ・一部事務組合等の議会状況報告の実施 ・タブレット検討部会の設置 <p>○タブレット端末機利用状況の先進地視察(伊那市・茅野市)(12/27)</p>	<p>平均点 3.8 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<p>・検討事項で「こういう議会改革をしたい」と思ったものについては、会議待ちせず、ポストか事務局にすぐ提出できる仕組みを作れば、忘れなくていいかと思う。</p> <p>・委員長を中心に議会改革検討委員会が10回開催されているが、積極的に開催できてよかったと思う。さらに改革を進める上では、回数を重ねていく必要があるかと思う。また、改革時期が短期・中期・長期と分かれているが、全体的に早く取り組む必要性のあるものは積極的に早めに取り組んでいかれたらと思う。</p> <p>・議員定数・報酬の部分は、会派間・会派内でも意見が分かれると思うが、共有する場が今後できればいいと思っている。</p> <p>・議会改革は、点数をつけて進めるものではなく、その都度、一生懸命やっていくべきものであると考える。ここで終わりというものではなく、これから先も改革は必ず出てくるものなので、今までの意見を参考にしながら改革を続け、継続が力になるものだと思う。</p> <p>・議会改革は永遠にやっていくものなので、かえって点数の高い評価のものの方がもう一度立ち止まってみるべきかもしれない。議会改革は議員の資質、自分たちの資質を向上させることが最大の目的と思うので、その上で、経費削減は分けて考えるべきではないか。どこかで議論できる機会があればいいかと思う。</p>
<p>(議会事務局)</p> <p>第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動を補助するため、議会事務局の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>	<p>○県市議会事務局協議会局長会出席(6/30)</p> <p>○議員年金に関する研修会出席(7/7)</p> <p>○県市議会事務局協議会職員研修会出席(7/26)</p> <p>○議会書記研修出席(8/8)</p> <p>○諏訪ブロック3市議会事務局職員研修会(11/15)</p> <p>○県市議会事務局協議会局長会出席(1/9)</p> <p>○全国市議会事務局職員研修会出席(1/17, 18)</p> <p>○関係書籍の購入</p>	<p>平均点 3.9 最高点 5.0 最低点 3.0</p>	<p>・議会事務局には、さまざまな会派活動、議員活動についてサポートしていただいております。非常にありがたい存在だと思っております。スケジュールについては、なかなか調整が難しいかと思うので、できるだけ先を見越したスケジュールが組めればお互い活動しやすいかと思う。</p> <p>・議会事務局には今後さらにサポートをお願いしたい。</p>

<p>(最高規範性)</p> <p>第25条 この条例は、本市議会における最高規範であり、議会に関する他条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例と整合を図るものとする。</p> <p>2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員に対し、改選ごと速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</p>	<p>○議会基本条例（第2条、第3条）の会派室への掲示</p> <p>○議員ハンドブックへ議会基本条例及び関係要綱等を綴り込み</p>	<p>H29年度は 検証外項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項については、必要に応じて実施していく。 ・第2項は、平成31年度が改選期となる。
<p>(目的達成状況の検証等)</p> <p>第26条 議会は、この条例の目的達成状況について、毎年検証しなければならない。</p> <p>2 前項の検証は、議会改革検討委員会において行い、その内容を公表するものとする。</p>	<p>○四半期ごとに取り組み状況の確認（7/10、10/31、2/14）</p>	<p>検証外項目</p>	<p>全議員による検証「議会基本条例目的達成状況の検証及び今後の進め方」を、平成30年6月22日に行った。</p>
<p>(条例等の見直し)</p> <p>第27条 議会は、前条の検証に基づいて、この条例を含む議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認める場合は必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>検証外項目</p>	